

令和5年9月

熊野地区区民と区長との懇談会
報告書

板橋区政策経営部広聴広報課

目次

	ページ
I 概要	1
II 質問要旨及び区長回答（第一部）	
1番 東板橋少年野球場の芝生化について	2
2番 集会室洋式化及びカラオケ料金への配慮について	2
3番 外国人児童生徒等の対応について	3
4番 小学生児童の安全な登下校について	3
5番 工事後の中丸児童遊園について	4
6番 要支援者名簿を活用した防災訓練について	4
別紙1 訓練報告書（共助の町・防災訓練4つの取組に挑戦）	5
別紙2 個別避難計画作成対象者について	7
7番 熊野町バス停留所の設置について	8
III 質問要旨及び区長回答（第二部）	
1番 民生・児童委員確保のための対策について	9
2番 高齢者見守り調査の見直しについて	9
参考 熊野地区における民生・児童委員活動について（発表内容）	10
IV 区からの情報提供	12

I 概要

1 実施年月日

令和5年9月8日（金）

2 開催状況

書面開催

※台風 13 号に伴う荒天のため、現地開催より変更

1番 東板橋少年野球場の芝生化について

宮元町会ご質問（要旨）

宮元ファイターズという少年野球チームが、東板橋少年野球場で練習をしている。現在この野球場は全面砂であるが、所々砂に石が混じっていたり、時にはガラスの破片が落ちており、子どもたちにとって危険である

防砂効果や他用途への転用可能性も考えられるため、グラウンドを芝生化できないか。

区回答

日頃より、スポーツを通じた地域との青少年健全育成活動にご尽力いただき感謝申し上げます。

東板橋少年運動場での石等の混入については、かねてよりご意見をいただく中で、課題として認識しており、開場前や閉場後、予約の空き時間等に管理人が巡回し、可能な限り除去しているところです。

一方、人工芝のグラウンドでは、子どもたちの足腰への負担を考慮する必要があるとともに、真夏の輻射熱やスライディング時の摩擦熱等が課題とされています。

また、仮に人工芝にする場合は、受益者負担の原則から、現在無料で開放している運動場の有料化も、併せて考えなければならないため、利用者等の意見を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

2番 集会室洋式化及びカラオケ料金への配慮について

板橋シニアクラブ第2支部ご質問（要旨）

- 1 熊野地区の集会室について、体操などしやすいように和室を洋室に変更してもらえないか。
- 2 カラオケの利用料金を下げてもらえないか。

区回答

熊野地区の集会室は「旧中丸いこいの家」の利活用により、令和4年度から3部屋増の10室となっており、うち4室が和室となっています。

洋室化を望む声が多い中、区内全体の集会施設における洋室の割合は56.4%となり、徐々にではありますが洋室化を進める一方で、和室の利用を望む声もあることから、一定数の和室を残すなど、バランスよく整備していく必要があります。

今後も計画的な施設改修の機会をとらえ、施設全体の改善とバランスのとれた再整備に向けて取り組むとともに、改修する際には、洋室化を視野に入れた検討を行ってまいります。

また、カラオケ設備は、熊野地域センターをはじめ、地域センターやホール17か所に設置しており、多くの方々にご利用いただいておりますが、設備の維持管理には、システム機器のリース料に加え、音楽著作物の使用料など、多くの経費を要しています。

利用料金としていただいている、地域センター使用料及び付帯設備使用料は、受益者負担の原則をもとに料金を定めており、減額や免除の規定に関しても、区全体の統一指針に基づき対応しているため、使用料の減額については、難しい状況にあることをご理解いただきたいと存じます。

3番 外国人児童生徒等の対応について

大山旭町会ご質問（要旨）

熊野地域は、池袋に近いという土地柄からか、外国人の児童・生徒が多く、街中で外国人と思われる親子をよく見かける。これらの子どもたちは、大体は日本人と同じ授業を受けているが、日本語の理解が難しい子どもは、板六小や板二中にある日本語学級に通っているようである。

- 1 学校から児童・生徒に1人1台パソコンが配布されているが、外国人対応として翻訳機能などが授業で活用されているのか。
- 2 外国人の保護者対応として、学校で何か対策を講じているのか。通訳ボランティアを活用してはどうか。

区回答

日本語指導が必要な児童・生徒が、充実した学校生活を送ることができるように、いくつかの学校において、一人一台端末を活用して、音声入力による翻訳機能を用いたコミュニケーションを行っています。

また、日本語を聞いたり話したりすることができない児童・生徒が、早く学校生活になじめるように、入学前に日本語を学べる春季集中講座も実施しています。さらに、令和5年度から、学校へ日本語講師を派遣して行う講座を開始しました。

外国籍の保護者への対応としては、教員と円滑なコミュニケーションが取れるように、保護者の日本語への理解度に応じて翻訳機を購入し、保護者との面談に活用している学校もあります。

加えて、教育委員会では、授業中や保護者との面談時の通訳を担う「ことば支援員」を、学校長からの申請に基づいて配置し、外国人の保護者が不自由なく学校と話ができるように、体制を整備しております。

4番 小学生児童の安全な登下校について

板橋第七小学校PTAご質問（要旨）

- 1 スクールゾーンに設置している柵が老朽化している。柵は児童の安全を守るのに役立つため、修理や交換ができないか。
- 2 現在、柵の出し入れを保護者が行っているが、スクールガード等の業務に入れてもらえないか。

区回答

スクールゾーンの通行規制時間帯に、車両の進入を防止する柵を設置する場合、その使用者の方が毎回設置と撤去を行っており、板橋第七小学校では、保護者のみなさまの善意により、その重要な役割が担われていることに、改めて感謝申し上げます。

柵の管理については、「多大な負担になっている」という声も聞かれるところであり、ご質問は、そういった負担感から出ているものと推測いたしますが、通学路などのパトロールを行うスクールガードや、子ども見守り隊はボランティアであるため、その活動内容を業務として定めることは難しいところです。

また、スクールゾーンは、各小学校が選定した通学路に、公安委員会（警察署）において登校時間（7:30～8:30）に、車両通行禁止などの交通規制を行うことで、学童の交通安全に寄与する制度として実施されてきました。

板橋区内でも、制度の実効性を高めるため、柵を活用しておりますが、道路交通法第76条が柵などをみだりに道路上に置くことを禁じているため、地元町会やPTAなど使用者の代表者と、交通取り締まりを所管する警察署とが、管理条件を書面で取り交わし、その上で警察署から代表者に柵を譲与することとなっています。

しかし、この制度では、事故の損害賠償責任が使用者に残ることや、植え込み地へのバリケードの放置など、使用条件が守られないケースが散見されています。

柵の老朽化は避けて通れないものであり、できる限り早期に解決したいと考えますが、区としましては、路面標示で代替できないかなど、新しい視点からの対策について警察署も含めて検討し、皆様の負担感を減らすことも踏まえて、より効果的な方法を提案していきたいと考えております。

5番 工事後の中丸児童遊園について

中丸中町会ご質問（要旨）

近隣の中丸児童遊園では、今後約3年をかけ、東京都下水道局の工事を行うことになっている。地域住民にとって影響は少なくないが、必要な工事だと受け止め理解している。

工事後の公園については地域の意見も聞いてくれるとのことであるが、地域に愛され、使いやすく、災害時の拠点活動にも使用できないかと考えているため、検討の際には期を逃さず地域の意見を聞いて欲しい。

また、先進的で機能的な公園となるようなデザインにしてもらいたい。

区回答

中丸児童遊園における下水道工事については、利用者の皆様に、多大なご不便をお掛けするにも拘わらず、広く地域全体の公共性からご理解をいただきましたこと、感謝いたします。

道路幅員や地下埋設物などの条件に適合する場所が、近隣では他に見つからなかったことと併せ、下水道局から地域の理解が得られたとの報告があったことから、区としても占用許可を行うこととしました。

一般に原因者である下水道局が、工事後に元の状態に復旧することが原則となりますが、今般の工事の性質から、地面の高さなどを変更しなければならぬため、できる限り地域の意向を踏まえた整備を実現できるよう、費用負担も含め、下水道局と調整を行うことにしております。

スケジュールとしては、まず、復旧後の地面の高さを近隣関係も含めて整理し、その後、近隣や利用者の皆様の意見をお聞きしながら復旧計画をまとめることにしており、現時点で明確な時期は確定できませんが、下水道工事の完了後、遅滞なく工事に入れるタイミングをめざしたいと考えております。

6番 要支援者名簿を活用した防災訓練について

熊野町町会ご質問（要旨）

高齢者や障がい者など、災害時に1人で避難することが難しい方の支援策として、区でとりまとめた要支援者の名簿が町会や民生委員に配付され、いざという時に活用することとなっている。熊野地区ではこれまで名簿を活用した防災訓練を実施したことはないが、必要性を感じている。

上記防災訓練の事例概要や支援する際の注意点などを教えてほしい。

区回答

日頃より、防災行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

板橋区では、「要介護3以上の高齢者である」、「障がいがある」などの理由で、災害時に自らの判断で避難行動や助けを呼ぶことができない方を「要配慮者」とし、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、地域住民の方に活用いただいております。

この名簿を活用した訓練の事例として、令和元年11月に、実際に訓練を行った町会より提出された、「訓練報告書（共助の町・防災訓練4つの取組に挑戦）」をご用意させていただきましたので、今後の参考としてご活用いただければと存じます。

また、支援の際の留意点と一覽まとめた、「要配慮者の特性及び避難支援の留意点」についても、併せてご活用いただければと存じます。

= 共助の町・防災訓練 4 つの取組に挑戦 =

- ①避難行動要支援者安否確認
- ②地域諸団体との協働
- ③避難誘導・避難所開設訓練
- ④ニーズに沿ったスタンフラー方式による訓練

東京都板橋区常盤台三丁目町会 防火防災部長 宮田靖之

TEL : 03-6454-5920

E-mail : m.partner@nifty.com

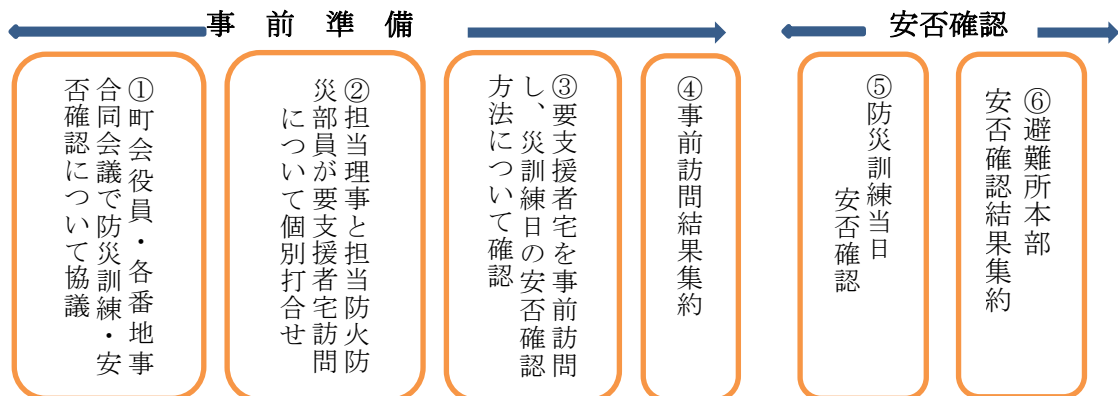
今後 30 年以内に 70% の確率で 2011. 3. 11 を超える南海トラフ巨大地震、東京都を直撃する東京湾直下型地震の発生が予測されています。

かかる大地震、大災害が発生したときは、避難所の開設や災害時要援護者（高齢者、障がい者、幼児など）の避難誘導等が必要となります。この場合、自助・公助はもとよりですが、共助の町会が果たす役割が大きく求められます。

このことから、私たち町会は 2015（平 27）年から次の 4 つの取組に挑戦しています。

1 避難行動要支援者の安否確認

板橋区避難行動要支援者名簿に登録されている町内の方に、次の手順で安否確認を行っています。



当初、この安否確認について「自分のことで手一杯」と消極的意見が一部ありましたが、比較的若手で構成されている防火防災部員等からの「誰も見捨てない努力が必要」との声に後押しされ実施に至りました。

2 地域諸団体との協働

板橋区危機管理室、板橋消防署常盤台出張所、第八消防分団の協力・指導の下、避難所となる板橋区立上板橋第三中学校、地域に所在する常盤台中央通商光会、常盤光寿会（老人クラブ）、保育園、幼稚園、老人介護施設、障がい者施設、あいキッズ等 20 余団体と防災訓練「検討会」を開催し、それぞれの状況に応じた協力協働の下に防災訓練を実施しています。

当初、「町会主催なのに何故他団体と協働して行うのか」の疑義がありました。このことについては、平成 25 年に実施した「防火防災アンケート」の設問「2011.3.11 東日本大震災時、あなたはどこにいましたか」の回答で、在住者の 20 代～60 代の現役世代の多くが仕事等で区外にいたことが判明。現役世代で当地域にいた人は地域諸団体に勤務等している。このことからいざというときは地域諸団体との協働が不可欠と認識しました。

3 避難誘導・避難所開設訓練

一時集合場所に参集した障がい者と支援者、保育園児と教職員、一般と続き、しんがりを若い中学生で固め、避難所を目指して避難誘導を開始。

避難所では、事前に避難所の安全確認、門扉の開扉を行い、避難者の受付を板橋区の様式に基づき行っています。

4 ニーズに沿ったスタンプラリー方式による訓練を展開

避難所である中学校の教室及び校庭に、10項目の訓練教室を設けました。参加者は自由に訓練に参加するスタンプラリー方式—参加した方は、スタッフになっていた中学生からスタンプカードにシールを貼ってもらう—による訓練を行っています。2019.11.30の防災訓練には、中学生46名、保育・幼稚園児33名、小学生以上61名、板橋区・消防署・第八消防分団17名、計157名が参加しました。



- (将来課題) ①地域諸団体との協働については、防災訓練時のみでない日常的な協働ネットワークの構築、②避難行動要支援者の安否確認についても、防災訓練時のみでない日常的な安否確認ネットワークの構築が課題とされる。さらに、③避難所開設訓練では、その運営内容についての訓練を行うなど質的向上が課題とされる。

● 防災訓練普及用DVDの広報

毎年防災訓練の様子をDVDに収め、共助の取り組みを広く普及させるための啓発用教材としている。今後希望する他町会・諸団体に提供したい。

【要配慮者の特性及び避難支援の留意点】

区 分		特 徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし	・基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等に気づくことが遅れる場合がある。	・迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
	要介護	・食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで介助が必要であり、自力で移動できない。	・安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ・移動する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要な場合がある。
	認知症	・記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難な場合がある。	・安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身 体 障 が い 者	視覚障がい者	・視覚による覚知や状況把握、瞬時の行動が困難な場合がある。	・避難所における通路の確保や移動時の介助、食事など支援物資の直接配給等に関する配慮が必要となる。 ・個別に情報提供が必要となる。情報提供手段は音声伝達や拡大文字・点字情報、携帯ラジオが主となる。 ・移動する際は、白杖が必要な場合がある。
	聴覚障がい者	・音声による避難誘導の指示が認識できない場合がある。補聴器を使用する人もいる。コミュニケーション手段は、口話や手話、筆談等となる。	・補聴器の使用や、口話、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。
	盲ろう者	・視覚及び聴覚による覚知や状況把握、瞬時の行動が困難な場合がある。 ・障がいの状態がそれぞれ異なるため、個々の状態に合わせた対応が必要となる。	・移動時の介助や支援物資の直接配給、手書き文字、触手話、指点字による情報伝達等の行動全般に関する配慮が必要となる。
	言語障がい者	・自分の状況等を伝える際に音声による会話が困難である。	・手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	・体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	・避難所における通路の確保や移動時の介助等移動に関する配慮が必要となる。 ・移動する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要な場合がある。
	内部障がい者	・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見ることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療が必要となる。	・継続治療ができるよう配慮する必要がある。 ・ストマ装具（人工膀胱・肛門）、洗腸セットが必要な場合がある。
	透析患者	・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見ることが多いが、定期的な透析治療が必要となる。 ・被災地では透析治療の確保が困難な場合が多い。	・透析医療機関は災害時独自の情報ネットワークで活動することが決まっている。 ・透析患者は 主治医と災害時の対応について事前に決めておくことが必要となる。
要医療援護者	・医療ニーズの高い患者は、疾患に応じた医療の継続が必要である。 ・人工呼吸器等の使用患者は、病状によっては移動が難しく、電気・水道等のライフラインの断絶が、生命の危険に直結する。	・継続治療ができるように医療機関との連携が必要となる。 ・ライフラインの確保が急を要する。	
知的障がい者	・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない場合が多い。 ・施設や作業所等に通所している割合が、他の障がい者より多い。	・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することや、生活行動（食事や排せつ等）を支援することなどが必要となる。 ・通所していた施設や作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻すことが必要となる。	
精神障がい者	・多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ・使用している薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。	
乳幼児	・年齢が低いほど、養護が必要である。 ・自力での判断が困難である。	・避難時に適切な誘導が必要となる。 ・被災により、保護者等の養育が困難又は不可能となった場合、児童福祉施設等での緊急対応が必要となる。	
妊産婦	・自力で移動できる人は多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	・精神的動揺により、状態が急変することもあるため、車椅子や車等の移動手段が必要となる場合がある。	
外国人	・日本語でコミュニケーションをとることが十分できない場合がある。特に災害時の用語（防災用語など）が理解できない場合が多い。また、情報収集が困難な場合がある。	・日本語でコミュニケーションをとることが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ・母国語による情報提供や相談が必要となる。	
発達障がい者	・コミュニケーションをとることが十分できない場合がある。また、日常生活の変化による対応が困難な場合が多い。	・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することや、生活行動を支援することなどが必要となる。 ・本人の状態を熟知している家族等の支援が必要となる。	

7番 熊野町バス停留所の設置について

熊野町町会ご質問（要旨）

「熊野町停留所」が廃止されてからは、金井窪のバス停まで歩いて行かざるを得なくなったが、熊野町住民にとっては結構な距離がある。特に高齢者にはかなりの負担で、移動に支障が出ている。

そのため、以前あった「熊野町停留所」のできるだけ近くに、バス停を設置して欲しい。

区回答

山手通りと川越街道の交差する「熊野町」交差点は、都内主要渋滞箇所の1つに挙がるほか、都内でも交通事故の多発する交差点となっています。

平成28年当時のお知らせ掲示にもありましたが、山手通りの直進車と対向する右折車との事故が多いことから、事故防止を目的としてアンダーパス通過のルートに変更され、「熊野町バス停」が廃止されました。

バス停の新設には、見通しの確保、交差点から距離を離す、街灯や街路樹の移設先、隣のバス停と距離を離す、隣接敷地の方から承諾を得るなどの必要があり、付近での設置は非常に難しいと認識しているところですが、頂戴しました皆様のご意見は、バス会社へ伝えてまいります。

1番 民生・児童委員確保のための対策について

熊野地区民生・児童委員協議会ご質問（要旨）

地域では民生・児童委員の候補者を確保すべく努力をしているが、今後熊野地区でも欠員が出る可能性は十分ある。

そこで、今後の民生・児童委員の確保のために、区としても何かしらの対策をお願いできないだろうか。

区回答

住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち「板橋」の実現のためには、地域における住民と行政の「かけはし」としての民生・児童委員の活動が不可欠であり、委員各位の活動に感謝申し上げます。

令和4年12月に民生・児童委員の一斉改選があり、その際、定数536名に対し、52名の欠員がありました。その後、町会・自治会の方々にご尽力いただいた結果、令和5年9月1日には、欠員が35名まで改善しており、ご推薦いただいた町会・自治会の皆様に改めて感謝申し上げます。

区としましても、民生・児童委員の欠員への対策については、重く受け止めており、令和5年8月には、欠員がある町会・自治会に対して、改めて推薦依頼を行ったところではありますが、今後は、更に具体的な対応策を検討していかなければならないと認識しています。

そうした中、先日、所管である東京都に対し、年齢等の要件緩和に向けて要望を行い、今まで以上に踏み込んだ対応を求めたところでもあります。

更に、今年度、民生・児童委員の負担軽減策や、担い手不足解消策に向けたアンケート調査を実施し、検討を進めるほか、他の地域から提案のあった区職員OBの活用など、民生・児童委員の担い手の創出に向けて、町会・自治会の皆様方、民生・児童委員の皆様方と連携しながら検討を進めてまいります。

2番 高齢者見守り調査の見直しについて

熊野地区民生・児童委員協議会ご質問（要旨）

今後、高齢化に伴う調査対象者の増加により、民生・児童委員一人あたりの調査人数が増えることが予想される。

そのため、調査方法の更なる見直しとともに、区で調査補助者を雇うか地域側で見つけた方を調査補助者として認めてもらえないだろうか。

区回答

年齢を重ねても安心して住み慣れたまちに住みつづけるためには、地域における見守り活動が重要であり、「高齢者見守り調査」にご尽力いただいている民生・児童委員には、深く感謝申し上げます。

一方、区の後期高齢者人口（75歳以上）は、現在約73,000人であり、平成30年から比較すると、5年間で約11%増加するなど、高齢者人口の増加に伴う、民生・児童委員の調査負担の増加が見込まれています。

これまでも調査の対象年齢を引き上げるなど、調査件数を減らすための取組を行ってまいりましたが、今後は、介護認定の状況などを踏まえ、調査対象者の精査を行ってまいります。

また、調査を行う人については、地域における見守り活動の一環として、住民と行政の「かけはし」の役割を担える必要性があり、民生・児童委員がまさに適任者であると考えておりますが、今後、新たに調査を行える人材については、調査研究してまいります。

「熊野地区における民生・児童委員活動について」（発表内容）

熊野地区民生・児童委員協議会

本日はお忙しい中、このような発言の時間をいただき感謝申し上げます。

それでは民生・児童委員の活動報告をさせていただくとともに、活動している中で感じている課題やお願いについて少しお話をさせていただきます。

熊野地区の民生児童委員は、定数が民生・児童委員20名、主任児童委員2名の計22名で、昨年12月に委嘱を受けた時点では、欠員なく22名でしたが、最近になって1名辞めてしまったため、現在は1名欠の21名体制となっています。他の地域では、なかなか定員に満たないところが多い中、熊野地区では町会さんのご理解と大変なご努力により、おかげさまでこれまでほぼ定員を満たすことを続けることができている状況です。

活動内容ですが、みなさんご存じの民生・児童委員としての活動である、担当区域内の高齢者、障がい者、妊産婦、お子さんをお持ちの親御さんなどから相談を受けたり、その内容を行政につなぐなどの支援を常日頃行っているほか、こういった方々の実態把握のための各種調査活動、民生・児童委員同士の情報交換・情報共有と関係行政機関からの情報提供の場である地区民生・児童委員協議会を月1回行っております。

このほかにも、熊野地区最大のまつりである「熊野まつり」においては、受付・接待業務を役割として担いながら、ミンジーちゃんの風船やパンフレットを配布して、民生児童委員活動の理解浸透につなげるための周知活動を行ったり、管内の大山東児童館では、ハロウィンパレードやクリスマス会などの事業に協力したり、自主研修として、養育院跡にできた認知症グループホーム等を視察するなど、個々の民生児童委員活動だけでなく、周知啓発や、地域への協力、自己研鑽も常日頃から行っています。

また、保護司会と相互理解のためにテーマを決めて交流研修会を年に1回実施したり、民生・児童委員を代表して、数名が小中学校のコミュニティスクール委員会や支え合い会議の委員や会議の構成員として参加し、民生・児童委員の立場で活動の説明や意見を述べたり、各町会においても、定例会に出席して、毎月の活動報告と情報交換を行うなど、関係する各団体と連携し、地域福祉の向上に努めています。

このほかにも様々活動しておりますが、民生・児童委員一人ひとりが地域住民の身近な支援者として高い意識を持ち、また、町会をはじめ地域の皆様のご理解とご協力及び行政の方々のご協力・ご支援に支えられながら、日々の活動に取り組んでおります。

以上が活動報告です。

それではここで、課題とそれに関連したお願いをさせていただきます。

先ほど、現状報告のような形で、熊野地区の民生・児童委員の人数報告をさせていただきました。おかげさまで熊野地区ではほぼ定員を満たしていますが、他の地区ではなかなか定員を満たせず、欠員が出た場合は、近隣の民生・児童委員が複数の区域を受け持ったり、複数で分担したりして賄っている状況とのことです。

民生・児童委員を受けていただける候補者が減っているという現状はやはりどの地区でもあり、熊野地区でも今後同じような状況になる可能性は十分にあります。

そこで今後の民生・児童委員の確保のために、もちろん地域では町会をはじめ、民生・児童委員同士のネットワークの中で候補者を確保すべく努力しておりますが、区としても何かしらの対策をお願いできないものでしょうか。

また、民生・児童委員の調査活動の一つとして、「高齢者見守り調査」を春から夏頃にかけて毎年実施しています。ひとりぐらしや高齢者のみのお宅を訪ねて、様子を見つつ困りごとなどをおうかがいすることで孤立化を防ぎ、支援を円滑に実施するための大切な調査なのですが、今年の調査が区全体で69,012人、そのうち熊野地区では2,410人の対象者がおり、民生・児童委員1人あたりでは、概ね100～150人を担当する結構大変な調査になっています。

民生・児童委員の欠員があると、ほかの民生・児童委員でカバーすることになりますが、欠員分の調査がほかの方に上乘せされますと、200～300人となることもあり、調査が更に大変になります。

今後は更に高齢化が進み、調査対象者が更に増加していくと考えられますので、民生・児童委員一人ひとりの調査人数が増えると同時に、欠員の区域が多い地区は、一人一人の負担が更に増していくことになります。

区でも対象年齢をここ数年で70歳から75歳に引き上げていただいたことで、調査数を減らす努力をしていただいておりますが、やはり今後も増加傾向にはあると思いますので、今後も調査方法を見直していただきながら、併せて、調査を補助する方を区で雇っていただいたり、こちらで補助者を見つけた場合に、調査補助者として認めていただくことは、できないものでしょうか。

最近では児童虐待やいじめの問題など、子どもに関する問題が世間を賑わしており、今後、児童委員部分の活動も増えてくる可能性があることも考えられます。

欠員が出るとこういった業務ひとつひとつの負担を、他の民生・児童委員が請け負わざるを得ないことを考えると、できるだけ早めに対策を考える必要があると思います。こういった事をお聞きすることにしました。

長々お話しさせていただきましたが、何卒よろしく申し上げます。

1 大山駅周辺地区まちづくりのお知らせ

大山駅周辺では、都市計画道路整備事業、市街地再開発事業、駅前広場整備事業、東武東上本線の連続立体交差事業など、さまざまなまちづくりが進められています。別紙「まちづくりのお知らせ」についてのリーフレットをご確認いただき、ご不明点等ございましたら、同リーフレット記載の問い合わせ先へご連絡ください。

また、大山金井町の一部の地域において、整備基準を満たす耐火・準耐火の建物を建てる場合に、費用の一部を助成する事業がございます。詳細は別紙「建築工事費用等の一部を助成します」についてのパンフレットをご覧ください。

(問い合わせ先：まちづくり推進室まちづくり調整課 ☎03-3579-2572)



2 令和5年7月1日より板橋区LINE公式アカウントを開設しています。

LINE 公式アカウントでは、防災、子育て、ごみ・リサイクルなどの暮らしに関する情報や、イベント情報のほか、受け取りたい情報をカテゴリー別を選択することができます。また、メニューからは、区ウェブサイトへ手軽にアクセスすることができます。

便利な機能がたくさんありますので、ぜひ友だち追加してご利用ください。

登録方法 1

右の二次元コードから友だち追加

登録方法 2

LINE アプリのホーム画面の ID 検索画面から「@itabashi」と検索し、友だち追加



3 高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル10選

- ①屋根や外壁、水回りなどの「住宅修理」
- ②保険金で住宅修理できると勧誘する「保険金の申請サポート」
- ③「インターネットや電話、電力・ガスの契約切替」
- ④「スマホ」のトラブル
- ⑤健康食品や化粧品、医薬品などの「定期購入」
- ⑥パソコンの「サポート詐欺」
- ⑦「架空請求」、「偽メール・偽SMS」
- ⑧在宅時の突然の「訪問勧誘、電話勧誘」
- ⑨「不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘」
- ⑩便利でも注意「インターネット通販」



〇問合先：消費者センター ☎03-3579-2266